

豊平第四分区町内会表彰規程

(平成19年8月8日 豊平第四分区町内会規程第1号)

豊平第四分区町内会表彰規程を次のように定める。

(この規程の目的)

第1条 この規程は、豊平第四分区町内会（以下「町内会」という。）会則第33条の規定に基づき、町内会活動に尽力して地域の発展等に功績・功労が顕著な者及び善行者等に対する表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次のとおりとする。

- 1 表彰状
- 2 感謝状

(表彰基準)

第3条 表彰基準は次のとおりとする。

- 1 町内会の役員として5年以上その職にあった者が退任し、その功労が顕著で役員会で推薦された者
- 2 町内会の役員として、以下の各号に該当し、その功労が顕著で役員会で推薦された者
 - (1) 6年以上
 - (2) 10年以上
 - (3) 16年以上
 - (4) 20年以上
- 3 町内会の会員等で長年にわたり地域の安全・安心及び福祉の向上等に尽力し、その功績が顕著である者、又は地域の犯罪の予防や人命救助等の善行が顕著で役員会で推薦された者

(表彰委員会)

第4条 町内会役員会から被表彰者の推薦等があった場合に、表彰及び表彰の種類を審議・決定するため町内会に表彰委員会を置く。

(表彰委員会の構成等)

第4条の2 表彰委員会は、会長、副会長で構成し、委員長は会長とする。但し、必要がある場合は、会長が関係部長及び第三者を加えることができるものとする。

(表彰状及び感謝状の授与)

第5条 表彰状及び感謝状は、総会又は周年祝賀会の機会に会長から授与するものとする。但し、特別の事情がある場合は、別に授与することができるものとする。

(その他)

第6条 その他この規程に定めのない事項については、役員会の議決を経て、会長が定めるものとする。

附 則

この規定は、平成19年 8月 8日から施行する。

この規定は、平成31年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。